

マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ[°]

(フォローアップ[°] 2023 年度版)

令和6年3月

内閣府

(目次)

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

1-1. 公金受取口座の登録促進・利用拡大	02
1-2. 生活保護	04
1-3. 医療・介護	06
1-4. 子育て	09

2. 行政事務の効率化

2-1. マイナンバー法の改正、情報連携の拡大・迅速化	10
2-2. 行政サービスの利便性向上	12
2-3. 地方自治体の行政事務の効率化	14

3. 所得情報等の活用・情報連携

3-1. 国税・地方税連携の推進	19
3-2. マイナポータル連携の推進	21
3-3. 所得情報等の電子提出の拡大等によるデジタル化・効率化	22
3-4. 預貯金口座への付番	24
3-5. 固定資産への紐付け（固定資産へのマイナンバーの紐付けに資する取組と利活用の推進）	25

4. 国民理解の拡大

4-1. マイナンバー制度への国民理解の拡大	27
------------------------	----

(注：進捗状況の評価について)

2024年2月末時点の取組状況について、下記の分類により評価。

(達成) ⇒ 当年にロードマップに掲げた施策に取り組み、目標を達成したもの

(未達) ⇒ 目標を達成していないもの

(取組中) ⇒ 複数年にわたり実施される取組のうち、取組は進んでいるものの、具体的な成果や結論を得るには至っていないもの

(202X年から実施) ⇒ 開始の時期を迎えていないもの

(新規項目) ⇒ 今回のフォローアップから追加された項目

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

1-1. 公金受取口座の登録促進・利用拡大

口座登録の促進 《担当省庁：デジタル庁、金融庁》							
工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
確定申告（e-Tax 方式）経由・マイナポータル経由の口座登録の推進	<p>（達成） 2022 年 1 月から確定申告（e-Tax 方式）経由の口座登録を開始、同年 3 月からマイナポータル経由の口座登録を開始済み。2023 年 9 月末期限のマイナポイント第 2 弾事業の効果もあり、2024 年 1 月 26 日時点で公金受取口座累計登録数は 6,265 万件（2023 年 3 月末比+1,411 万件）に増加し、登録率※は 64.2%（同+6.0%ポイント）に上昇。 （2029 年以降も継続的に実施）</p> <p>※公金受取口座累計登録数÷マイナンバーカード累計交付数</p>	→	→	→	→	→	→
確定申告（e-Tax 以外の方式）経由の口座登録の実施	<p>（達成） 2023 年 1 月から確定申告（e-Tax 以外の方式※）経由の口座登録を開始済み。 （2029 年以降も継続的に実施）</p> <p>※書面及び ID/PW 方式</p>	→	→	→	→	→	→
金融機関経由の口座登録の実施	<p>（未達） 2023 年 8 月 8 日公表の「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」の考え方を踏まえ、紐付け誤りが発生しないようにマイナンバー検証機能※の導入とそれに伴う業務フローの変更・システム開発の検討を開始。2024 年度中を目途に口座登録受付を開始できるよう準備を進めていく予定。 （2029 年以降も継続的に実施）</p> <p>※申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。</p>	→	→	→	→	→	→

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

利用範囲の拡大 《担当省庁：デジタル庁、各府省庁》							
工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
地方税の還付や児童手当など 150 種類の事務で利用	<p>(達成) 公金受取口座を利用して受け取ることができる給付金等について、150 事務から給付奨学金や高額障害福祉サービス等給付費等に関する事務が追加され 162 事務[*]となり、今後も拡大予定。</p> <p>※2023 年 11 月 15 日現在。</p> <p>(参考) https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/benefits</p>	→	→	→	→	→	→
その他の 47 事務についても順次利用を検討	<p>(達成) 2023 年 11 月時点で、47 事務[*]のうち 12 事務で利用中。残る 35 事務は、制度所管省庁等において引き続き検討しており、必要に応じて庁令改正やシステム対応を行う。</p> <p>※公金受取口座を利用可能な給付金等の事務全 197 事務から本ロードマップ策定時に既に利用可能であった 150 事務を除く。</p>	→	→	→	→	→	→
上記事務以外の特定公的給付や地方自治体の独自利用事務で利用	<p>(達成) 特定公的給付制度では、2022 年 9 月から 2024 年 2 月の間で政府主体等の給付金を 7 件指定。地方自治体における独自給付は 2022 年 6 月から 2024 年 2 月の間で 1,707 件指定。2024 年 3 月以降も自治体の申請に基づき、順次指定を行う予定。</p>	→	→	→	→	→	→

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

1-2. 生活保護

公金受取口座の活用による申請・給付時の効率的な手続
 《担当省庁：厚生労働省》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
既存の通知等の整理・再周知	<p>(達成) 2023年3月31日付けで厚生労働省から都道府県及び市町村の生活保護担当課宛て「生活保護事務におけるマイナンバー情報連携の積極的活用及び公金受取口座を活用した保護費の支給の実施等について（周知）」（2023年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を发出し、公金受取口座登録制度に関する既存の通知の整理及び再周知を実施。 （2023年で完了）</p>	→					
都道府県の研修の素材やマニュアルの作成・周知	<p>(2023年度中に実施) 公金受取口座の活用に関する都道府県の研修素材やマニュアルについては、目標である2023年度中に作成予定であり、その後周知を予定。</p>	→	→				
定期的な調査・対応	<p>(2024年から実施) 公金受取口座の活用に関する都道府県の研修素材やマニュアルの周知が完了次第、活用状況等の調査及び必要な支援を検討予定。</p>		→	→	→	→	
公金受取口座の活用促進に向けた周知・広報	<p>(達成) 2023年3月31日付けで厚生労働省から都道府県及び市町村の生活保護担当課宛て「生活保護事務におけるマイナンバー情報連携の積極的活用及び公金受取口座を活用した保護費の支給の実施等について（周知）」（2023年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を发出し、生活保護受給者に対する公金受取口座の活用促進に向けた周知・広報を実施。今後も適宜周知・広報を実施予定。</p>	→	→	→	→	→	

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

地方自治体での生活保護事務への情報連携の利用拡大
 《担当省庁：厚生労働省》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
既存の通知等の整理・再周知	(達成) 2023年3月31日付けで厚生労働省から都道府県及び市町村の生活保護担当課宛て「生活保護事務におけるマイナンバー情報連携の積極的活用及び公金受取口座を活用した保護費の支給の実施等について（周知）」（2023年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）を発出し、マイナンバー情報連携の活用に関する既存の通知の整理及び再周知を実施。（2023年で完了）	→					
都道府県の研修の素材やマニュアルの作成・周知	(2023年度中に実施) 情報連携の利用拡大に関する都道府県の研修素材やマニュアルについては、目標である2023年度中に作成予定であり、その後周知を予定。	→	→				
定期的な調査・対応	(2024年から実施) 情報連携の利用拡大に関する都道府県の研修素材やマニュアルの周知が完了次第、活用状況等の調査及び必要な支援を検討予定。		→	→	→	→	

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

医療扶助のオンライン資格確認の導入 《担当省庁：厚生労働省》							
工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
オンライン資格確認の導入・原則化	(2024年から実施) 2024年3月の本格運用に向け社会保険診療報酬支払基金及び福祉事務所のシステム改修を実施するとともに、被保護者の資格情報等のデータ整備等を全福祉事務所で実施。		→	→	→	→	
頻回受診傾向がある者への早期助言等	(2025年度からの実施に向けて2024年度モデル開始) オンライン資格確認が2024年3月から運用開始となることから、「資格実績ログ」の仕組みを活用した頻回受診傾向者への早期助言をモデル的に実施予定。			→	→	→	

1-3. 医療・介護

医療情報の活用・オンライン資格確認の活用の推進等 《担当省庁：厚生労働省、デジタル庁、総務省、経済産業省》							
工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
オンライン資格確認の導入推進 健康保険証の一体化の加速	(達成) 2023年4月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の原則義務化を実施。居宅における資格確認の仕組みや資格情報のみを取得できる簡素な仕組みを開発し、2024年4月より順次運用開始予定。 2023年6月に成立したマイナンバー法等の一部改正法が、2024年12月2日に施行されることとなり、現行の健康保険証の発行終了とマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向け、マイナ保険証の利用促進を積極的に推進。	→	→				

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

<p>医療 DX 推進本部での議論を踏まえた全国医療情報プラットフォーム創設等の取組の推進</p>	<p>(達成) オンライン資格確認等システムの拡充やマイナポータルを活用等により、医療介護全般にわたる情報を効率的かつ効果的に共有・交換できるよう、全国医療情報プラットフォームの構築に向けた取組を2023年6月に策定した医療DXの推進に関する工程表に基づき開始。</p>	→	→	→	→	→	→
---	---	---	---	---	---	---	---

「データヘルス改革に関する工程表」に基づく取組
 《担当省庁：厚生労働省、デジタル庁、こども家庭庁、経済産業省》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
<p>マイナポータル等で閲覧可能な自身の保健医療情報を順次拡大</p>	<p>(達成) 2023年1月から処方・調剤情報をマイナポータルから閲覧可能にするなど、取り組みを進めているところ。今後、マイナポータル等で閲覧可能な自身の保健医療情報を順次拡大していく予定。</p>	→	→	→	→		
<p>40歳未満の事業主健診情報への拡大</p>	<p>(達成) 40歳未満の事業主健診情報について、マイナポータルにて2月より閲覧可能になっている。</p>		→	→	→		
<p>課題やシステム要件等を整理しつつ更なる情報への順次拡大</p>	<p>(2025年から実施) 電子カルテ情報・介護情報等への拡大に向け準備を進めている。</p>			→	→		

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

保有資産に応じた負担の勘案
 《担当省庁：厚生労働省、デジタル庁、金融庁、財務省》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
預貯金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ公平な応能負担の推進を検討	(取組中) 社会保障審議会医療保険部会で議論を行い、 ● 預貯金口座への付番は開始しているものの、全ての預貯金口座に付番はなされておらず、また、負債を把握することも困難であること ● 仮に介護保険の補足給付と同様に資産要件を勘案することとした場合、介護保険の補足給付は、低所得者を対象として、食費、居住費を福祉的に給付する仕組みであることを踏まえると、医療保険において金融資産等の保有状況を反映することのロジックをどのように整理するのか といった課題があることから、引き続き資産に応じた負担の公平性の観点も踏まえつつ、検討。	→	→	→	→	→	→

1. きめ細やかな社会保障等の基盤整備

1-4. 子育て

子育てワンストップサービス（マイナポータルを通じた子育て関連の情報・手続きサービスの提供）の推進
 《担当省庁：デジタル庁、こども家庭庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
マイナポータルにおけるオンライン申請の順次拡大・見直し	<p>(達成) 子育て関連の手続きとして、2023年3月にマイナポータルのぴったりサービスにおいて、出産・子育て応援ギフトの支給に係る電子申請ができるように、オンライン申請の標準様式をプリセットし、希望する自治体が手続きを受け付けられるようにした。 また、保育所入所などの手続きに必要な就労証明書の様式の統一化に伴い、2023年9月から就労証明書の標準様式をマイナポータルからダウンロードできるようにし、書面での提出が不要となるようにオンライン申請の推進を実施。これにより、時間・場所に関わらずオンラインで申請を行えるようになり、保護者、事業者、自治体の利便性向上及び負担軽減に寄与。</p>	→	→	→	→	→	
周知・普及を強化	<p>(達成) デジタル社会の実現に向けた重点計画における「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き」のうち、子育て・介護26手続きのオンライン化状況の調査結果について、「政策データダッシュボード」を作成し、2023年9月8日にデジタル庁HP上で公表。 ※各都道府県や各市区町村における個別の手続きのオンライン化対応状況が可視化され、国民の立場から自治体毎の進捗を確認できるようになったほか、地方公共団体の立場からは、他団体と比較した自団体の状況を踏まえ、オンライン化に着手することや更なる普及に取り組んでいただけるようになっている。</p> <p>(参考) https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/administrative_procedures_online/</p>	→	→	→	→	→	→

※今回の改定において、「マイナポータルを分かりやすいデザインに改善した先行版を公開」及び「先行版に対する利用者からの意見を踏まえ、継続的にマイナポータルのUI・UXを向上」をそれぞれ2-2.の同項目に統合し、「マイナポータルのぴったりサービスにおけるオンライン申請の標準様式を順次拡大・見直し」と「現状の把握や分析を行い、課題を随時整理し、情報の提供や手続きの負担軽減を推進」を「マイナポータルにおけるオンライン申請の順次拡大・見直し」として統合。

2. 行政事務の効率化

2-1. マイナンバー法の改正、情報連携の拡大・迅速化

マイナンバー制度における情報連携の拡大・迅速化
《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
情報連携の拡大・迅速化に向けたマイナンバー法改正等の法令の整備	<p>(達成) 第 211 回通常国会でマイナンバー法等の一部改正法が成立。本改正法では、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続、具体的には、国家資格、自動車登録、在留期間更新に関する事務等においてもマイナンバーの利用が可能となったところ。また、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、法律の改正を経ず、主務省令に規定することで情報連携が可能となったところ。 (2023 年で完了)</p>	→					
改正事項に関する新たな制度の施行	<p>(達成) 第 211 回通常国会で成立したマイナンバー法等の一部改正法の施行により、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとなったところ。また、新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始等が可能になる予定。これらの規定の施行に向け、必要な法令上の整備等を実施中。</p>	→	→	→	→		
必要に応じて法令等の整備	<p>(達成) 第 211 回通常国会で成立したマイナンバー法等の一部改正法の円滑な施行に向けて、政省令等の策定等を実施中。また今後、行政事務の効率化や国民の利便性向上の観点で、必要に応じて法令等の整備を実施。</p>	→	→	→	→	→	→

※今回の改定において「改正事項に関するシステム等の整備」を「必要に応じて法令等の整備」に統合。

2. 行政事務の効率化

新たな情報連携基盤（公共サービスメッシュ）による情報連携の迅速化
 《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
システムの技術的検証・実証	（未達） 現在、公共サービスメッシュの各種要件、詳細な外部接続仕様、各工程において必要とされる技術仕様の詳細等にかかる技術的検討を進めており、目標である2024年3月までには達成予定。	→	→				
技術検証成果を活用し、システム設計検討	（2024年から実施） 安全かつ確実に公共サービスメッシュを実装するため、技術検証成果を活用し、2024年度からシステムの設計・開発を進め、2025年度までには達成予定。		→	→			
新たなアーキテクチャを実装（情報連携を新たな手法へ転換）	（2026年から実施） 目標年である2026年1月を目途に公共サービスメッシュをリリース予定。 （2029年以降も継続的に実施）				→	→	→

2. 行政事務の効率化

2-2. 行政サービスの利便性向上

書類の添付や入力を省略させる仕組みづくり
 《担当省庁：各府省庁、デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
行政手続におけるマイナンバー制度の積極的な活用の推進	(達成) マイナンバー法等の一部改正法が 211 回通常国会で成立。本改正法では、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の促進を図ることとしているところ。また、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、法律の改正を経ず、主務省令に規定することで情報連携が可能となった。また、デジタル庁は 2023 年 10 月に「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を作成し、関係省庁に対してマイナンバーの適切な紐付け方法について考え方を提示した。 (2029 年以降も継続的に実施)	→	→	→	→	→	→
制度所管省庁で行政手続の見直し・行政手続におけるマイナンバー制度等の活用を検討	(取組中) 各制度を所管する関係府省庁において個々の制度の業務の見直しを行い、国民の利便性向上、行政の効率化に資する行政事務におけるマイナンバー制度の活用や情報連携の促進について、関係省庁とともに連絡会議等を通じて、引き続き検討 (2029 年以降も継続的に実施)	→	→	→	→	→	→
必要に応じて法令等の整備	(達成) 第 211 回通常国会で成立したマイナンバー法等の一部改正法の 2024 年中の円滑な施行に向けて、政省令等の策定やシステム整備等を実施中。また、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、法律の改正を経ず、主務省令に規定することで情報連携が可能となったところ。 (2029 年以降も継続的に実施)	→	→	→	→	→	→

※今回の改定において「制度所管省庁に行政手続の見直し・行政手続におけるマイナンバー制度の積極的な活用の検討を依頼」を「行政手続におけるマイナンバー制度の積極的な活用の推進」と改める。また、「制度所管省庁で行政手続の見直し・行政手続におけるマイナンバー等の活用を検討」を「制度所管省庁で行政手続の見直し・行政手続におけるマイナンバー制度等の活用を検討」と改める。

2. 行政事務の効率化

マイナポータル継続的改善
《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
マイナポータルを分かりやすいデザインに改善した先行版を公開	<p>(達成) 2022年12月から、実証アルファ版として一部機能の提供を開始済み。利用者は、スマートフォンから、マイナポータルのトップにある「新しいマイナポータルを体験できます」というバナーをクリックすることで実証アルファ版を利用可能となったところ。 (2023年で完了)</p>	→					
先行版に対する利用者からの意見を踏まえ、継続的にマイナポータルのUI・UXを向上	<p>(達成) 2022年12月からマイナポータル上で提供を開始している実証版には、アプリの機能についての評価や意見を提出することができる機能を設け、収集した意見も踏まえながら、2023年3月に実証アルファ版の2ndリリースを実施。その後、実証ベータ版として2023年8月、2023年10月と順次リリースを実施し、実証版の適用対象を拡大し、継続的なマイナポータルのUI・UXの向上を実施中。 また、マイナポータルのぴったりサービスにおいて、子育てや火災予防などに関するオンライン申請の標準様式を追加し、地方自治体に対して事務連絡を発出するなど利用勧奨を実施。さらに、関係省庁と協力して、マイナポータル連携が可能な民間送達サービスに対応する事業者の拡大に向けた働きかけを実施。</p>	→	→	→	→	→	

※今回の改定において、1-4.「マイナポータルを分かりやすいデザインに改善した先行版を公開」及び「先行版に対する利用者からの意見を踏まえ、継続的にマイナポータルのUI・UXを向上」をそれぞれ2-2.の同項目に統合し、「マイナポータルのぴったりサービスにおけるオンライン申請の標準様式を順次拡大・見直し」と「制度所管省庁の検討を踏まえ民間送達サービス事業者との連携を順次拡大」を「先行版に対する利用者からの意見を踏まえ、継続的にマイナポータルのUI・UXを向上」に統合。

2. 行政事務の効率化

2-3. 地方自治体の行政事務の効率化

地方自治体の行政事務におけるマイナンバーの活用の促進
《担当省庁：デジタル庁、個人情報保護委員会》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
地方自治体向け説明会を必要に応じて開催	(達成) 2023年4月から6月にかけて、総務省を含むマイナンバー制度の関係省庁とともにマイナンバー制度に関して都道府県向けの説明会を実施。	→	→	→	→	→	→
デジタルPMO（Project Management Office）等で地方自治体から随時質問受付・回答	(達成) デジタルPMO等を通じ、地方自治体からの質問に随時対応中。（2029年以降も継続的に実施）	→	→	→	→	→	→
デジタルPMOの機能改善	(達成) 2023年3月には、地方自治体等からの意見を踏まえ、デジタルPMOの検索機能の改善や自治体からの問い合わせ機能の充実など各種機能改善を実施したほか、利用者増加に伴う運用保守体制の確保を実施。	→	→	→	→	→	→
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を必要に応じて更新	(達成) 2023年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、同日に同法の一部が施行されたことに伴い、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）について、マイナンバーの利用範囲の拡大に伴い規定の整理を反映する改正を同年7月に実施。引き続き、必要に応じて同ガイドラインの更新を検討。（2029年以降も継続的に実施）	→	→	→	→	→	→

※今回の改定において「地方自治体等からの意見を踏まえたデジタルPMOの整備等を随時実施」を「デジタルPMOの機能改善」に統合。

2. 行政事務の効率化

地方自治体の先進事例等の横展開 《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
地方自治体の独自利用事務でマイナンバーを利活用している事例の把握や、その他の地方自治体へ共有	<p>(達成) デジタル庁が設置している対話型のコミュニケーションプラットフォームである「デジタル改革共創プラットフォーム」を通じて地方自治体がマイナンバーを利活用している事例などの情報共有等が可能となっている。都道府県向け（2023年4月～6月）の説明会で、地方自治体における事例について周知を実施。また、同説明会における説明資料等は、デジタルPMOにも掲載。</p>	→	→	→	→	→	→
マイナンバーカードの新たな利用シーン創出・横展開	<p>(達成) 2022年度補正予算デジタル田園都市国家構想交付金において561のマイナンバーカード利用サービスを採択しており、2023年度中に実装予定。 横展開を加速化するため、マイナンバーカードを活用した優良事例を支えるサービス/システムのカタログの第1版を2023年8月に公表しており、更なる加速化のため、調達時に必要となる標準的な要件や機能等を整理したモデル仕様書を作成し、12月に公表した。 マイナンバーカードの利活用拡大に関する先進的な事例に係る説明会や、「マイナンバーカード・インフォ（自治体向けお役立ち情報）」を定期的実施・発信することにより、周知・広報を継続中。</p> <p>(参考) https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/local-government/info/</p>	→	→	→	→	→	→

※今回の改定において「地方自治体の独自利用事務でマイナンバーを利活用している事例の把握」と「地方自治体へ共有」を「地方自治体の独自利用事務でマイナンバーを利活用している事例の把握や、その他の地方自治体へ共有」として統合。

2. 行政事務の効率化

地方自治体における住民手続のオンライン化 《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
オンラインによる転出届・転入予約のサービス提供開始	<p>(達成) 2023年2月に「引越し手続オンラインサービス」の提供を開始。サービス開始から2024年1月末までの間で、累計590,128件のオンライン申請が行われており、サービス提供当初から活用されているところ。※2022年度の年間転出届の件数は、4,623,624件（対面・オンライン合計）である。（2023年で完了）</p>	→					
引越し手続オンラインサービスの継続的な国民への周知活動	<p>(達成) 特に引越しの件数が多い2～4月にかけて政府広報の活用等により集中的に広報活動を実施したほか、市区町村においても広報誌やウェブサイト等の広報媒体にて周知活動を行っていただけるよう、事務連絡を発出するとともにチラシ等の広報素材を提供した。</p>	→	→	→	→	→	→
サービス評価、改善措置の実施	<p>(達成) デジタルPMOやデジタル改革共創プラットフォームを通じて問い合わせに対応するなど、地方自治体職員とコミュニケーションを取ることによってサービスへの評価を把握しているほか、マイナポータルに表示する各地方自治体の情報（来庁場所・連絡先等）を定期的に更新することで、利用者の利便性向上につながる改善措置を実施。</p>	→	→	→	→	→	→
子育て・介護26手続のオンライン申請導入の推進	<p>(達成) 全市区町村を対象に、行政手続オンライン化状況の調査を実施し、マイナポータルを利用して子育て・介護26手続をオンラインで行うことができる地方自治体の割合は、2022年度末時点で65.1%となったところ（1,741自治体のうち、1,133自治体が対応済み）。</p>	→	→	→	→	→	→

2. 行政事務の効率化

進捗状況に応じてフォローアップ	<p>(達成) 子育て・介護 26 手順のオンライン化状況の調査結果について、「政策データダッシュボード」を作成し、2023 年 9 月 8 日にデジタル庁 HP 上で公表。ダッシュボードでは、都道府県毎のオンライン化率や、各市区町村のどの手順がオンライン化されているか等について確認することが可能。</p>	→	→	→	→	→	→
地方自治体等からの意見の取込み、必要に応じて見直しを実施	<p>(達成) デジタル PMO やデジタル改革共創プラットフォームを通じて問い合わせに対応するなど、地方自治体職員とコミュニケーションを取っており、例えば、マイナポータルにより申請を受け付けた際に送信される自治体職員向けのシステムメールの内容について、自治体職員が後続の受付処理をスムーズに実施することができるように、デジタル改革共創プラットフォームで意見を収集した上で、分かりやすい内容に決定するなどの対応をとっている。</p>	→	→	→	→	→	→

※今回の改定において、「マイナポータルのシステム改修」を 2 - 2. 「マイナポータルを分かりやすいデザインに改善した先行版を公開」に統合し、「継続的な国民への周知活動」を「引越し手続オンラインサービスの継続的な国民への周知活動」と改める。

地方自治体における「書かないワンストップ窓口」の横展開 《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
ガバメントクラウド上での窓口 DXSaaS の提供	<p>(新規項目) 2023 年 5 月に実施した公募により選定した 4 社が窓口 DXSaaS をガバメントクラウド上で提供開始。2023 年度は 17 自治体が窓口 DXSaaS を利用。 2024 年度については、公募を 2024 年 2 月に実施し、3 月に提供事業者を決定後、窓口 DXSaaS を提供予定。</p>		→	→	→	→	→

2. 行政事務の効率化

<p>窓口 BPR アドバイザーの派遣等によるバックヤード改革の優良事例の横展開</p>	<p>(新規項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 窓口 B P R アドバイザー派遣事業（窓口 DXSaaS 導入の前提となる業務改革を支援） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 先行自治体で BPR の中心的な役割を果たした 12 名をアドバイザーとして任命（委嘱）し、2023 年度は 97 の自治体から派遣要請を受け、順次支援を実施中（支援を受けた自治体による窓口 SaaS 導入も実現）。 ➢ 国と地方自治体職員の意見交換の場であるデジタル改革共創プラットフォームにおいて、支援を受けた自治体による取組状況報告書の共有を実施中。 ● 窓口 B P R アドバイザー育成事業（BPR アドバイザーを育成し、他自治体へ派遣） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 20 名の研修生に対して研修を実施し、うち 4 名が研修を修了し窓口 B P R アドバイザーとして活躍。（2024 年 2 月 15 日現在） 		→	→	→	→	→
<p>地方自治体向け説明会を必要に応じて開催</p>	<p>(新規項目)</p> <p>地方自治体向けの説明会を 13 回開催。 （2024 年 2 月 15 日現在）</p>		→	→	→	→	→
<p>地方自治体等からの意見の取込み、必要に応じて見直しを実施</p>	<p>(新規項目)</p> <p>窓口 DXSaaS の仕様策定に当たっては、デジタル改革共創プラットフォームを通じて、地方自治体職員と協力して実施。 2024 年度から提供する窓口 DXSaaS の仕様策定においても、デジタル改革共創プラットフォームを通じて地方自治体職員の意見を募り、仕様書の改定を実施（提供することが望ましいオプションとして、マイナンバーカード保有者の特例転入データの連携機能、在留カードの読取機能を追加）。</p>		→	→	→	→	→

3. 所得情報等の活用・情報連携

3-1. 国税・地方税連携の推進

国税・地方税における給与所得情報の提出の統一化・共通化
 《担当省庁：国税庁、総務省、デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
給与所得情報の提出に関する統一化・共通化の実現方法について検討	<p>(達成) 2023年度税制改正において必要な事項が措置されており、2027年1月からの法律施行に向けて、事業者から地方税当局に提出された給与支払報告書を国税当局に連絡する仕組みの実現方法について、担当省庁間で協議。2024年度も引き続き検討を進める予定。</p> <p>なお、給与情報のマイナポータル連携は、次のとおり対応を進めているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2023年分の確定申告より、事業者から国税当局にオンラインで提出された給与所得の源泉徴収票情報の連携を開始。 ●2026年分の確定申告より、地方税当局から国税当局に連絡された給与に係る情報（オンラインで提出された給与支払報告書に係るもの）を連携する予定。 <p>今後、予算措置が図られた場合は、地方税当局から連絡される給与支払報告書のデータを受付・管理・活用するための国税当局のシステム改修を適宜実施する。</p>	→	→	→	→		

3. 所得情報等の活用・情報連携

国税・地方税の情報連携の拡大 《担当省庁：国税庁、総務省、デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
実現方式の検討、予算要求・調達	<p>(取組中) 2025年度に予定している地方自治体の基幹業務等システムの統一・標準化や、2026年度に予定している国税情報システム（国税総合管理（KSK）システム、国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修の進捗状況を踏まえつつ、費用対効果を考慮した上で、連携の対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化について、担当省庁間で協議しているところ。</p> <p>なお、2026年度からの連携の対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化に向け、実現方式や対象情報について検討。2024年度も引き続き検討を進める予定。</p> <p>今後、予算措置の状況を踏まえて、要件定義・設計を適宜実施する予定。</p>	→	→				
システム整備	<p>(2024年から実施) 予算措置の状況を踏まえて、適宜実施する予定。</p>		→	→	→		
システム実装	<p>(2026年から実施) 予算措置及びシステム整備の状況を踏まえて、適宜実施する予定。</p>				→		

所得情報把握の早期化 《担当省庁：デジタル庁、総務省、国税庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
効率的なシステム等の整備を前提として、具体的な方法の検討	<p>(2024年から実施) 効率的なシステム等の整備を前提として、具体的な方法の検討を進める予定。</p>		→	→	→	→	

3. 所得情報等の活用・情報連携

3-2. マイナポータル連携の推進

マイナポータル連携できる確定申告手続に必要な控除証明書等を順次拡大
 《担当省庁：国税庁、総務省、デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
社会保険料控除証明書等の利用	(達成) ●2022年分の確定申告から、マイナポータル連携により確定申告手続で取得できるデータに、社会保険料控除証明書（国民年金保険料負担額）を追加。 ●2023年分の確定申告から、マイナポータル連携により確定申告手続で取得できるデータに、社会保険料控除証明書（国民年金基金掛金負担額）を追加。	→	→	→	→	→	→
公的年金等の源泉徴収票の利用	(達成) 2022年分の確定申告から、マイナポータル連携により確定申告手続で取得できるデータに、公的年金等の源泉徴収票を追加。	→	→	→	→	→	→
給与所得の源泉徴収票の利用	(達成) 2023年分の確定申告から、マイナポータル連携により確定申告手続で取得できるデータに、給与所得の源泉徴収票情報を追加。 また、2026年分の確定申告からは、地方税当局から国税当局に連絡された給与に係る情報（オンラインで提出された給与支払報告書に係るもの）を連携する予定。	→	→	→	→	→	→

※今回の改定において「社会保険料控除証明書（国民年金保険料負担額）等の利用」を「社会保険料控除証明書等の利用」と改める。

※今回の改定において「給与所得の源泉徴収票の利活用」は【認定民間クラウド等に提出されたデータの確定申告等における利活用の検討・実施】から移動し、「給与所得の源泉徴収票の利用」と改める。

3. 所得情報等の活用・情報連携

社会保険・税手続ワンストップ化・ワンスオンリー化の推進 《担当省庁：国税庁、総務省、デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
税務署長に提出する支払調書等について利用の促進	(達成) 認定民間クラウド等を利用した国税当局への法定調書の提出の利用が促進されるよう、国税庁とデジタル庁で連携し、各証券会社等へヒアリングを実施。また、対象調書の拡大に向けて、2024年度においても対応を進める予定。	→	→	→	→	→	→

認定民間クラウド等に提出されたデータの確定申告等における利活用の検討・実施 《担当省庁：国税庁、総務省、デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
特定口座の年間取引報告書の利活用	(達成) 2022年分の確定申告から、認定民間クラウド等に提出された特定口座の年間取引報告書について、確定申告へ利活用する仕組みを実現。また、証券会社等における当該仕組みの導入に向けて、国税庁とデジタル庁で連携し各証券会社とヒアリングを実施するなど、特定口座年間取引報告書の確定申告における利活用を促進。	→	→	→	→	→	→

3-3. 所得情報等の電子提出の拡大等によるデジタル化・効率化

事業者等による法定調書の電子提出の拡大 《担当省庁：財務省、国税庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
税制改正に向けた検討	(達成) 電子提出を義務付けられていない提出枚数100枚未満の法定調書の電子提出の割合の状況（2022年は約7割）や事業者における対応可能性等を踏まえ、法定調書の電子提出の促進措置を2024年度税制改正により措置する予定。	→	→				

3. 所得情報等の活用・情報連携

事業者等の事務を簡便にする仕組みの検討
《担当省庁：財務省、国税庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
更なる利便性向上策について税制改正に向けた検討	<p>(達成) 事業者から地方自治体に提出された給与支払報告書を国税当局に連絡する仕組みの実現方法について検討。2026年分の確定申告から、給与所得の源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書に揃えて拡大した上で、地方自治体に給与支払報告書の提出があった場合には、その従業員について国への給与所得の源泉徴収票の提出があったものとみなす措置を2023年度税制改正により措置。</p> <p>事務負担の軽減を図る観点から、e-Taxを利用した申請等に係る利便性向上策について検討。所要の法令改正等を前提に2024年度税制改正により措置する予定。</p> <p>運用上、e-Taxに関するソフト等の増加に伴い複雑化した導線を簡素化するため、「受付システム」、「e-Taxソフト（WEB版）」及び「e-Taxソフト（SP版）」などのソフトを統合し、利用者目線に立った導線に整理するとともに、スマートフォン・タブレット、パソコンのどちらからも利用可能とするようUI・UXの改善を2024年以降行う予定。</p>	→	→				

※今回の改定において「更なる利便性向上策について検討」と「必要に応じて税制改正に向けた検討」を「更なる利便性向上策について税制改正に向けた検討」として統合。

フリーランス等の所得情報の提出の効率化
《担当省庁：財務省、国税庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
税制改正に向けた検討	<p>(取組中) プラットフォーム事業者による税務当局への報告義務に係る諸外国の取組を踏まえつつ、引き続き検討。</p>	→	→	→	→	→	→

3. 所得情報等の活用・情報連携

3-4. 預貯金口座への付番

口座管理法に基づく預貯金口座付番 《担当省庁：デジタル庁、金融庁》							
工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
口座管理法施行（施行期限：2024年5月19日）の準備	（達成） 2024年4月1日に口座管理法の下位法令と併せて施行。	→	→				
制度の施行に向けて預金保険機構・金融機関と連携してシステム整備	（未達） 2023年8月8日公表の「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」の考え方を踏まえ、紐付け誤りが発生しないようにマイナンバー検証機能 [※] の導入とそれに伴う業務フローの変更・システム開発の検討を開始。口座管理法施行予定の2024年度中のリリースを目途に進めていく予定。 [※] 申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。	→	→	→			
口座管理法に基づく預貯金口座付番	（2024年度から実施） 受付金融機関における付番業務は2024年4月より業務を開始。他の金融機関口座も付番を行う業務の開始については、マイナンバー検証機能の導入に伴うシステム開発完了後の2024年度中を目途に業務を開始予定。 （2029年以降も継続的に実施） [※] 本業務開始までの間、本業務や災害時相続時の口座照会に係る法令上の規定を全ての金融機関に対し不適用とする告示を関係省庁にて制定予定。		→	→	→	→	→

3. 所得情報等の活用・情報連携

3-5. 固定資産への紐付け（固定資産へのマイナンバーの紐付けに資する取組と利活用の推進）

固定資産税システムの改善 《担当省庁：総務省》							
工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
通知の発出、標準仕様書に記載	（達成） 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化が進められているところ、税務システム等標準化検討会等の議論を経て、2022年8月31日に標準仕様書を取りまとめを行い、その旨を記載した通知を地方自治体へ2022年9月27日に発出。 （2022年で完了）	→					
システム標準化法に基づく市町村の固定資産税システム改修	（未達） 自治体システム等標準化検討会等において検討を進めており、地方自治体における標準準拠システムへの移行目標時期である2025年度までには達成予定。	→	→	→			
具体の運用・運用の改善	（2026年度から実施）				→	→	→

3. 所得情報等の活用・情報連携

登記情報システムの改善
《担当省庁：法務省》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
市区町村のマイナンバー取得・検索に資する生年月日等の情報を登記済通知に追加する登記情報システム改修	<p>(達成) 市区町村のマイナンバー取得・検索に資する生年月日等の情報を登記済通知に追加する登記情報システムの改修業務について、2023年5月9日付で請負契約を締結し、現在、登記情報システムの改修を行っているところ。 目標年である2026年度からの運用開始に向けて登記情報システムの改修を行うとともに、制度面における検討も進めていく予定。</p>	→	→	→	→		
具体の運用・運用の改善	(2026年から実施)				→	→	
マイナンバーの今後の利用範囲拡大や不動産登記法改正（令和3年法律第24号、2026年4月1日までに段階的に施行）の施行状況等を踏まえながら、登記とマイナンバーの紐付けを検討	(新規項目：2026年から実施)				→	→	→

4. 国民理解の拡大

4-1. マイナンバー制度への国民理解の拡大

利便性向上の明示・活用実績の公表 《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
マイナンバー制度導入以降の活用実績や利便性を明示した全体像を公表	(達成) 2023年12月に、デジタル庁ウェブサイトにおいて、マイナンバー制度の活用実績等を示した「マイナンバー制度導入後のロードマップ」を公開。 (2023年で完了) (参考) https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/explanation/#guidance5	→					
マイナンバー制度導入以降の活用実績や利便性を明示した全体像を必要に応じて更新	(2024年から実施) 「マイナンバー制度導入後のロードマップ」を直近では2024年1月に、マイナンバー制度の2024年度以降の予定について更新。今後必要に応じて更新予定。 (2029年以降も継続的に実施)		→	→	→	→	→

※今回の改定において「必要に応じて更新」を「マイナンバー制度導入以降の活用実績や利便性を明示した全体像を必要に応じて更新」と改める。

国民意識の調査・分析と効果的な広報 《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
マイナンバー関係施策に関する意識調査	(未達) 業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）について、2023年度末までに実施予定。	→	→	→	→	→	→

4. 国民理解の拡大

分析・対応策の検討・作成	<p>(未達) 業種別マイナンバーカード取得状況等については、2023 年度未までに実施するネット調査結果を分析予定。また、マイナンバー制度そのものの国民意識については、これまで実施してきた広報事業に対する国民の反響や、マイナンバー総合フリーダイヤルを運用する中で把握するよう努め、紐付け誤りに関する報告や、マイナンバーカードで出来ることを分かりやすく周知する必要があると整理した。</p>	→	→	→	→	→	→
対応策を踏まえた広報	<p>(達成) 国民への訴求内容を、どのような広報手段を用いて周知すべきか検討を行い、スポットCMやデジタル広告などを実施。</p>	→	→	→	→	→	→

マイナンバー制度のセキュリティと個人情報保護
《担当省庁：デジタル庁、個人情報保護委員会》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
ウェブページやコールセンターにおいて質問等の受付	<p>(達成) マイナンバー制度に対する理解を深め、国民の不安の解消につながるようにウェブサイトやコールセンター経由の質問を受け付け、回答を実施。 (2029 年以降も継続的に実施)</p>	→	→	→	→	→	→
国民・地方自治体等からの意見分析	<p>(達成) 国民や地方自治体から意見が多かった内容について、デジタル庁ウェブサイトの FAQ などに反映。 (2029 年以降も継続的に実施)</p>	→	→	→	→	→	→
FAQ等の公表	<p>(達成) 2023 年 6 月、デジタル庁ウェブサイトにおいて、国民等からのよくある質問に関する FAQ を掲載。 (2023 年で完了)</p> <p>(参考) マイナンバー制度とは デジタル庁 (https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/explanation/#guidance4) の 5. よくある質問 (FAQ) など</p>	→					

4. 国民理解の拡大

<p>F A Q等の充実・随時更新</p>	<p>(達成) FAQ の内容について、マイナンバー法等の一部改正法の成立に合わせた更新や国民等からの意見を踏まえ、適宜 FAQ を更新しているところ。また、FAQ の掲載箇所について、アクセスしやすいように改善を行った。 (2029 年以降も継続的に実施)</p>	→	→	→	→	→	→
<p>特定個人情報の漏えい等に対して被害の拡大防止や原因究明、再発防止等の取組が的確に行われるよう指導・助言</p>	<p>(達成) マイナンバー法第 29 条の 4 等に基づき、特定個人情報の漏えい等事案の報告等があった場合は、随時、被害の拡大防止や原因究明、再発防止等の取組が的確に行われるよう、必要に応じて指導・助言を実施。 (2029 年以降も継続的に実施)</p>	→	→	→	→	→	→
<p>公的機関への計画的な立入検査の実施、安全管理措置等についての説明会や広報の実施</p>	<p>(達成) 個人情報保護委員会にて策定した「令和 5 年度 個人情報保護委員会活動方針」及び「令和 5 年度の実地調査及び立入検査計画」に基づき、公的機関への計画的な立入検査を実施。 地方自治体の事務担当者等に対して、特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すこと等を目的とした説明等を実施。 (2029 年以降も継続的に実施)</p>	→	→	→	→	→	→

マイナンバーの紐付けの正確性確保
《担当省庁：デジタル庁》

工程	進捗状況	23	24	25	26	27	28
<p>人為的ミスによる紐付け誤りが発生しないようマイナンバー登録事務のデジタル化など再発防止対策に取り組む</p>	<p>(新規項目) 再発防止対策の一環として、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドラインを 2023 年 10 月に策定し、今後も必要な改定を実施。また、マイナンバー登録を電子的に行えるよう、マイナンバーの自動入力可能なアプリを広く利用してもらえよう取組みを今後実施。</p>		→	→	→	→	→